

「放射線業務従事者のための法令入門」 ご利用の皆様へ

法令改正事項に関するDVD内容読替え(修正)のお願い

公益社団法人日本アイソトープ協会

ご利用いただいているDVDは放射線業務従事者に対する教育訓練にご活用いただくことを目的に2014年に作成したものです、2018年以降の法令改正に伴い、法律名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められるなど内容の一部に変更が生じています。

DVDを使用される際は、本資料に示しました改正内容を併せてご確認いただき、改正された内容で教育訓練を実施していただきますようお願い申し上げます。

主なRI法改正の概要(1)

①原子力規制委員会等への報告の義務(法第31条の2、新設)

事故等が発生した場合の原子力規制委員会等への報告が、事業者の責務として法に規定された(改正前は、施行規則に報告徴収として規定されていた)。

②危険時の措置の強化(法第33条)

許可届出使用者等は、放射線障害のおそれがある場合等には直ちに応急の措置を講じなければならない。規定数量以上の使用者は、放射線障害予防規程に応急の措置を講ずるために必要な事項を定めることが規定された。

③放射線障害予防規程に定める事項の改正(則第21条第1項)

項目が再編されるとともに、情報提供、応急の措置を講ずるために必要な事項及び業務の改善に関する事項が追加された。

④教育訓練の一部改正(則第21条の2、平成3年科技庁告示第10号)

課目、時間数及び受講期間が改正された。

⑤主任者試験、講習の一部改正(別表2[則第31条の2関係]、

別表3[則第31条の3関係]、別表4[則第32条関係])

放射線取扱主任者試験の課目、定期講習等の課目及び時間数が改正された。

※①～⑤の改正事項は、2018.4.1施行。

主なRI法改正の概要(2)

⑥法律名の変更及び法目的の追加

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(略称：放射線障害防止法、障防法、RI法等)



放射性同位元素等の規制に関する法律

(略称：放射性同位元素等規制法、RI規制法、RI法等)

- 法の目的に、「特定放射性同位元素を防護して、」が追加された。

⑦許可届出使用者等の責務(法第38条の4, 新設)

放射線障害防止及び特定放射性同位元素の防護のため、事業者が業務の改善、教育訓練の充実等を講ずる責務が規定された。

⑧防護措置(セキュリティ対策)の導入(法第25条の3～9, 新設)

特定放射性同位元素の盗取を防止するための措置等が規定された。

※⑥～⑧の改正事項は、2019.9.1施行。

⑨様式番号標記及び押印等の変更

- 各様式の番号が変更された。(例：様式第十七 ⇒ 別記様式第17)

- 申請書に係る押印、収入印紙が見直された。

※⑨の改正事項は、2019.7.1, 2021.1.1施行。

主なRI法改正の概要(3)

⑩目の水晶体の線量限度の変更(則第20条, 平成12年科技庁告示第5号)

目の水晶体の等価線量限度が、100mSv/5年間及び50mSv/年間に変更

※⑩の改正事項は、2021.4.1施行。

⑪測定結果の記録に関する変更(則第20条第4項)

記録事項の「測定日時」について、時刻を考慮する必要がない場合は「測定年月日」を記録すること等が示された。

※⑪の改正事項は、2020.9.11施行。

⑫測定の信頼性確保の導入(則第20条第1項～第3項)

法第20条で定められた測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を行うなど信頼性を確保するための措置を講ずることが規定された。

※⑫の改正事項は、2023.10.1施行。

⑬運搬に関する規則の変更(則第14条の3, 則第18条の3他)

輸送容器の経年変化を考慮すること、特別形放射性同位元素等の設計承認に関するこ^と等が規定された。

※⑬の改正事項は、2021.1.1施行。

DVD内容修正事項(1)

法律名：放射性同位元素等の規制に関する法律

第1条（目的）

この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。



DVD内容修正事項(2)

教育及び訓練

項目と時間数(新規教育の場合)

項目と時間数

- ① 人体に与える影響(30分以上)
- ② 安全取扱い(1時間以上)
- ③ 法令及び放射線障害予防規程(30分以上)

最低限必要な時間数が定められており、使用実態に合わせた教育訓練を組むことが求められる

- ・各事業者の実態に合わせ、教育訓練に必要な時間数を定める手順を放射線障害予防規程に定めておく必要がある。
- ・実施した教育訓練の項目及びその時間数を記帳する。

受講期間

前回の教育訓練を行った日の属する年度の**翌年度の開始の日から1年以内**(年度単位)

DVD内容修正事項(3)

放射線障害予防規程に定める事項

- ① 職務及び組織
- ② 取扱主任者の代理者
- ③ 維持及び管理並びに点検
- ④ 使用
- ⑤ 受入, 払出, 保管, 運搬,
廃棄
- ⑥ 測定とその結果の記録、保存
- ⑦ 教育及び訓練
- ⑧ 健康診断
- ⑨ 放射線障害を受けた者等に
対する保健上必要な措置
- ⑩ 記帳及び保存
- ⑪ 災害(地震, 火災等)時の
措置(*⑫を除く)
- ⑫ 危険時の措置
- ⑬ 情報提供
- ⑭ 応急の措置を講ずるために
必要な事項(事前対策)※1
- ⑮ 業務の改善※2
- ⑯ 放射線管理状況の報告
- ⑰ 埋設※3
- ⑱ その他

※1 対象:極めて大量のRI,大規模加速器施設の特定許可使用者

※2 対象:特定許可使用者、許可廃棄業者

※3 廃棄物埋設を行う場合に限る。

DVD内容修正事項(4)

放射線業務従事者の線量限度

実効線量限度	等価線量限度	
(1) 100mSv／5年間 *1 50mSv／1年間 *2	眼の水晶体	100mSv／5年間 50mSv／年間
(2) 女子*3 5mSv／3月間 *4	皮膚	500mSv／年間
(3) 妊娠中の女子 本人の申し出から出産までの間につき ・内部被ばく 1 mSv		妊娠中の女子の腹部表面 左記と同じ期間につき 2 mSv
緊急作業に係わる線量限度 (上記(2)(3)の女子を除く)	緊急作業に係わる線量限度 (上記(2)(3)の女子を除く) 等価線量 眼の水晶体 300 mSv 実効線量 100 mSv 皮膚 1 Sv	

*1) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間

*2) 4月1日を始期とする1年間

*3) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を書面で申し出た者、(3)以外

*4) (1)に加えて、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間

※上記以外に、特例緊急被ばく限度(人事院規則、電離則)の設定がある

以下は、DVD画面の修正です。

これだけは理解しておきたい！

放射線業務従事者のための法令入門

第1編に関する変更事項はありません。

第1編

放射線取扱施設 —管理区域への入域から退出まで—

第2編

法令と行為基準 —放射線を用いる際に守ること—

法令改正事項

教育訓練の項目と時間数(新規教育の場合)

項目	対象者	放射線業務従事者及び取扱等業務従事者
放射線の人体に与える影響		30分以上
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い		1時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程		30分以上

- ・各事業者の実態に合わせ、教育訓練に必要な時間数を定める手順を放射線障害予防規程に定める必要がある。
- ・実施した教育訓練の項目及びその時間数を記帳する。

受講期間：前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内(年度単位)

第3編

関係法令 —法令の基礎と事故への対応—



法令改正事項



放射性同位元素等の規制に関する法律

(略称例)
放射性同位元素等規制法
RI規制法
RI法

法令改正事項

放射線業務従事者の線量限度

項目	放射線業務従事者	
実効線量限度	①100mSv/5年	
	②50mSv/年	
	③女子 5mSv/3月	
	④妊娠中である女子 本人の申出書により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	
等価線量限度	①眼の水晶体	100mSv/5年間 50mSv/年間
	②皮膚	500mSv/年
	③妊娠中である女子の腹部表面	本人の申出書により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv

法令改正事項

法令の構成

法律

政令

省令

告示

放射性同位元素等の規制に関する**法律**

放射性同位元素等の規制に関する法律**施行令**

放射性同位元素等の規制に関する法律**施行規則**

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件、
教育及び訓練の時間数を定める**告示等**

法令改正事項

放射性同位元素等の規制に関する法律の目的

この法律は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

放射線障害予防規程

法令改正事項

放射線障害予防規程に定める事項

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 職務及び組織 | ⑩ 記帳及び保存 |
| ② 取扱主任者の代理者 | ⑪ 災害(地震, 火災等)時の措置
(※⑫を除く) |
| ③ 維持及び管理並びに点検 | |
| ④ 使用 | ⑫ 危険時の措置 |
| ⑤ 受入, 払出, 保管, 運搬, 廃棄 | ⑬ 情報提供 |
| ⑥ 測定とその結果の記録、保存 | ⑭ 応急の措置を講ずるために必要な事項(事前対策) ^{※1} |
| ⑦ 教育及び訓練 | ⑮ 業務の改善 ^{※2} |
| ⑧ 健康診断 | ⑯ 放射線管理状況の報告 |
| ⑨ 放射線障害を受けた者等に対する保健上必要な措置 | ⑰ 埋設 ^{※3} |
| | ⑱ その他 |
- 新規項目**

※1対象:極めて大量のRI,大規模加速器施設の特定許可使用者

※2対象:特定許可使用者、許可廃棄業者

※3廃棄物埋設を行う場合に限る。

法令改正事項

大規模自然災害(震度5強以上の地震等)

貯蔵能力の大きい事業所

密封線源 10TBq以上

非密封線源:下限数量の10万倍以上

連絡先:原子力規制委員会

すべての事業者は、地震などの異常事態が発生したときは、放射線障害予防規程に従い、放射線施設の点検及び事業所内の連絡等の対応を取る必要がある。放射線漏えいなど法令報告の対象となる異常事象が発生した場合には、原子力規制委員会への電話連絡及びFAXによる状況の報告が必要である。

なお、大規模自然災害(震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊等)が発生した場合、施行規則第21条第1項第14号に該当する特定許可事業者(危険時の措置の事前対策が必要な事業者)は、異常事象が発生していない場合でもその旨をメールにより原子力規制委員会に報告しなければならない。



<

第3編
関係法令
—法令の基礎と事故への対応—

終